平成２３年（フ）第５４８号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字大堀169番地
破産者　名和総建株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９３号
名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2594番地
破産者　株式会社リアライズ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
三重県四日市市鵜の森１丁目４番10号
破産者　山田　智子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７５０８号
大阪府吹田市高野台２丁目９番16号
破産者　東和産業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２０号
大阪市東淀川区瑞光３丁目６番31号
破産者　中村建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０６号
大阪市鶴見区放出東３丁目30番34号
破産者　有限会社吉野基礎
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９４号
大阪府河内長野市西之山町１番34号
破産者　株式会社マルナカクリーニング本店
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００８号
堺市東区北野田614番地７
破産者　株式会社東山センター
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁455番地１
破産者　株式会社ビービーカーズ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
兵庫県川西市加茂６丁目１番17号
破産者　松村自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９７８号
兵庫県尼崎市北初島町16番８、前本店所在地兵庫県西宮市高畑町３番48号
破産者　株式会社ヒロテック
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３２号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目27番５号
破産者　株式会社天羽製作所
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県丹波市春日町上三井庄1524番地
破産者　有限会社サムクリエイト
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
兵庫県加古川市野口町坂井154番地23号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県明石市二見町東二見1198番１
破産者　株式会社ＫＪＲロジスティックス
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６６号
兵庫県加古川市野口町坂井154番地23号、商業登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市パークスディル・プロフェッショナル・センター113番
破産者　ＫＪＲ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８０号
東京都文京区湯島３丁目11番10号　スイコウビル３Ｆ
破産者　株式会社プロジェクトインディゴ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
愛知県稲沢市大矢真宮町44番地
破産者　有限会社カワコウ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１３７号
京都府宇治市小倉町蓮池160番地の34
破産者　有限会社このえ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
岡山県瀬戸内市邑久町豆田395番地３
破産者　井上　裕子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５４２号
札幌市中央区南１条東６丁目１番地８　ホリカワビル403号
破産者　井上　直也
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目27番17―104号　アルカディア・エル
破産者　新福　秀三
1　決定年月日　平成23年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部